

裁 決 書

審査請求人の住所及び氏名

〇〇郡〇〇町〇〇〇〇

〇〇 〇〇

処分庁

岡山県備前県民局長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成30年12月18日付けで提起された、上記処分庁（以下「処分庁」という。）が同年11月29日付けで請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請の却下処分（平成30年11月29日付け、備前局健第〇〇号。以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

理 由

1 事案の概要

- (1) 平成30年10月30日、請求人は、〇〇町役場を経由し処分庁に対し法に基づく保護を申請した。
- (2) 申請を受けた処分庁は、平成30年11月6日、請求人への調査前に課内ケース会議を開き世帯の認定について協議した。
- (3) 平成30年11月7日、処分庁は、請求人が同年9月5日から心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）による入院措置となっている病院を訪問し、新規調査を実施した。
- (4) 平成30年11月12日、処分庁は、請求人の母（以下「母」という。）と〇〇町役場で面接し、請求人への支援を行わないこと、退院後も一緒に暮らすことはないことを確認した。

- (5) 平成30年11月14日、処分庁は、母が資産調査に同意しないことから、〇〇町役場から課税証明書の提供を受けた。
- (6) 平成30年11月29日、処分庁は、請求人と母を同一世帯とした要否判定の結果保護否となったことから生活保護申請を却下することとし、請求人に対し、却下通知書(平成30年11月29日付け、備前局健第〇〇号)を交付した。
- (7) 平成30年12月18日、請求人は、岡山県知事に対し、処分庁が行った生活保護申請却下処分(平成30年11月29日付け、備前局健第〇〇号)について、取消しを求める審査請求を申し立てた。

2 審理関係人の主張の要旨

(1) 請求人の主張

請求人の主張は、世帯を母と別にしてしているのに、処分庁は母と同一世帯とみなし、母の年金収入を世帯収入と認定していることをもって保護申請が却下されたことを不服とし、本件処分の取り消しを求める、というものである。

(2) 処分庁の主張

処分庁の主張は、請求人は誕生以降、母と一緒に生活しており、平成21年3月から平成26年3月頃まで〇〇県〇〇市の〇〇〇〇で勤務し、母と別居していたものの、同年4月に〇〇町の母宅に戻り、二人で同居して生活してきたこと。また請求人が仕事をしたりしなかったりのため、母の年金収入を合わせて二人の生活費に充てていたこと。さらに平成30年5月30日に母に暴力を振るい、肋骨骨折等の傷害を負わせたため検挙され、その後措置入院、同年6月15日から鑑定入院、同年9月5日から医療観察法による入院措置となり、当分、入院治療が見込まれること、母は入院当初から入院に伴う費用などの雑費を支払ったこと、などの状況から請求人と母は生計を一にしていると判断した。また、請求人は生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第1の1の(5)に該当していることから、申請人と母は同一世帯であると認定したことに基づき母の年金収入を世帯の収入と認定して要否判定を行った結果、世帯収入が、最低生活費を上回るため、本件処分は、適法かつ適正に行ったものであり、本件審査請求の棄却を求める、というものである。

3 審査庁の判断

法に基づく保護の決定処分は、法、生活保護法施行令(昭和25年政令第148号)、生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)及び保護の実施機関が法に基づき処理することとされている法定受託事務を処理するにあたりよるべき地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第3項に規定する基準

である厚生労働省発出の各種通知に従って正しく決定されていれば、当該処分は、適法かつ適正な処分と認められるものである。

保護費の支給額の決定については、法第8条第1項において、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされ、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第10においては、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、次官通知第8によって認定した収入の額（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定することとされている。

本件処分は、その理由として却下通知書に「〇〇さんの年金収入により最低生活を営むことができると判断されるため。」と記載されており、どのような事実に基づき、どのような法的理由で行われたかということが書面上一切明らかでない。

しかし、弁明書及び追加提出書類の記載から判断すると、本件処分は、「請求人は、母の世帯（以下「出身世帯」という。）に属し、母の年金収入をもってすれば、保護を要しないと判断されるため。」という主旨の処分理由によりなされたものであって、請求人もかかる理由に基づいて処分がなされたことを理解しているものと認められる。このため、当該処分理由の請求人が出身世帯に属するか否かについて検討を行うことにより本件処分の当否を判断することとする。

法第10条は、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。」と規定しており、次官通知第1において、「同一の住居に居住し、生計を一にしているものは、原則として同一世帯員として認定すること。なお、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。」としている。さらに、局長通知第1の1の(5)では、居住を一にしていないが同一世帯に属していると判断すべき場合として、病気治療のため病院等に入院又は入所している場合を掲げている。

そこで、請求人を出身世帯の同一世帯員として認定することが適当かどうかについて、処分庁職員が行った、平成30年11月7日の請求人との面接、同年11月12日の母との面接の記録を記した「ケース記録票」と、処分庁の「弁明書」及び提出資料により検討を行う。

まず、請求人は、〇〇県〇〇市の〇〇〇〇を退職後、平成26年4月頃から母宅で同居を開始し、平成30年5月30日に〇〇〇〇に措置入院するまでの間は母と同居していたが住民票は別世帯であり、その間〇〇〇〇に3年、〇〇〇〇に1年勤め、母とは生計を同一にしていないと主張している。

処分庁は、母から聴取した、「〇〇〇〇には9カ月、〇〇〇〇は1カ月だと思う。」との話により、弁明書で、「請求人は仕事をしたりしなかったりであったため、母の年金収入を合わせて二人の生活費に充てていた。」と主張しているが、証拠書類等の添付はなく、双方どちらの主張が正しいか判断できない。

次に、平成30年5月30日に請求人が措置入院となり、同年6月15日から鑑定入院、同年9月5日から医療観察法による入院措置となり、同年10月30日に保護申請しているが、母は請求人が警察に検挙されてから請求人に会っておらず、措置入院前に住民税の滞納分の支払い、病院に小遣いとして2万円ほど入れたのみである。

請求人は、入院後母に電話したが母は電話に出ず、話はしていない、手紙では援助できないと告げられていると主張している。

処分庁は弁明書で「母は入院当初から入院に伴う費用などの雑費を支払ってきた。」としており、あたかも入院当初から保護申請書の提出のあった10月30日まで、継続的な援助、雑費の支払いがあったように主張しているが、請求人は母から継続した援助は受けていないと認定できる。

また、母は、今後、請求人の支払いに係るものは絶対に払わないと決めており、退院できても一緒に暮らすことは考えられないと申し立てている。

これに対して、処分庁は、保護申請時に退院後の行き先が決まっていない以上、入院前の居所を帰来先とするのが妥当と判断している。

母には民法（明治29年法律第89条）第877条の規定により子である請求人に対する扶養義務はあるものの、双方の意思に反してまで請求人の引き取りを強制されるものとは解されない。したがって、請求人が出身世帯に戻ることは期待できない状態になっており、療養費などの継続的送金も認められず、経済的な依存関係もないことから、請求人と母は生計を一にしているとは認められない。

処分庁は、請求人の家財が母宅に継続して保管されていることを同一世帯とする理由の1つとするが、単なる家財の保管場所をもって確実な退院後の帰来先とすることはできず、請求人は将来居住すべき場所が定まっていない状況であり、居住地を失ったものとみなされる。

これらを考え合わせると、請求人は、平成30年5月30日をもって出身世帯を離脱し、居住地を失ったものと認められ、生活保護の実施については、入院先である〇〇〇〇を現在地として取り扱うことが相当と認められる。

したがって、本件申請にあたっては、処分庁職員が母親と面接した平成30年11月12日時点で請求人の世帯認定を見直し、請求人単身の世帯として取扱い、これを基礎として保護の要否判定を行うことが相当であったところ、請求人と母を同一世帯として保護の要否を判定したことは、適法かつ適正な処分とは認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があると認められるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年6月3日

岡山県知事 伊原 木 隆 太